

福良駐在所だより

令和8年9月号

福良駐在所

電話0285-49-0900



道路交通法が改正されます！但し、以下の道路は引き続き60km/hです！！

- ①道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ②道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに加速車線及び減速車線以外のもの
- ④自動車専用道路

自転車安全利用5則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車の違反に交通反則通告書と反則金！！

交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則通告所（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰が科されない制度です。



※ 青切符の反則金は、金融機関で納めることになっています。
警察官がその場で反則金を徴収することはありません。